

Power Platform 研修業務に係る企画提案の募集について

次のとおり Power Platform 研修業務に係る企画提案を募集します。

令和 7 年 4 月 25 日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

1 企画提案の概要

(1) 名称

Power Platform 研修業務

(2) 委託内容

Power Platform 研修業務企画提案実施要領（以下「実施要領」という。）で定める内容等であること。

(3) 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 予算上限額

12,765,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 企画提案の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から審査結果の通知日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き 2 年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成 10 年 4 月 1 日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

キ 法人税、法人事業税、消費税、都道府県税等国及び地方公共団体の税を滞納している者

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 令和 4 年度以降に、国、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）のいずれかと、同種もしくは

は類似した研修業務を受託した実績を有する者であること。

3 実施要領等

(1) 企画提案実施要領等の交付期間

公告日から令和7年5月14日（水）まで

ただし、上記期間の「山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）」に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館4階

山梨県新価値・地域創造推進局DX課 企画・電子自治体担当

電話番号（直通）：（055）223-1416

(3) 事前連絡

企画提案実施要領等の交付を希望する者は、事前に（2）の場所へ連絡すること。

なお、交付場所での交付を受けることが困難な場合は、電子メールでの交付を行うため、別途申し出ること。

(4) 企画提案実施要領の取り扱い

企画提案実施要領等は本企画提案のみに使用し、その他の事項には使用しないこと。

なお、企画提案実施要領等の返却は不要とする。

4 企画提案参加資格確認申請書の提出方法

- (1) 申請書は、令和7年4月28日（月）から令和7年5月15日（木）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、以下の場所に持参又は郵送（期限までに必着）により提出すること。なお、申請書の提出にあたっては、持参／郵送によらず事前に電話連絡すること。

提出場所

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館4階

山梨県新価値・地域創造推進局DX課 企画・電子自治体担当

電話番号（直通） （055）223-1416

FAX番号 （055）223-1421

- (2) 申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

5 企画提案書の提出方法

令和7年4月25日（金）から令和7年5月27日（火）までに4（1）の場所に持参又は郵送（期限までに必着）で提出すること。

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（5月27日（火）においては正午まで）とする。

6 審査方法

審査は、企画提案書について、「Power Platform 研修業務に係る企画提案審査会」において、実施要領別紙「Power Platform 研修業務企画提案審査基準」によって行う。審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉者として選定する。

7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者
- (2) 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
規則第 109 条の 2 第 1 項第 7 号に基づき免除する。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) その他
詳細は、実施要領等による。